

平成28年1月21日

総代選挙（補欠選挙）告示第1号

全国運転代行共済協同組合
総代選挙管理委員長 小倉



総代選挙（補欠選挙）の告示について

定款第41条第2項、総代選挙規約第2条2項、第8条および第20条の規定にもとづき、補欠選挙を行う都道府県および定数、立候補等の届出期間、選挙の方法、選挙権及び被選挙権、選挙期日を次のとおり定めましたので告示します。

記

1 補欠選挙を行う県および補欠選挙定数

神奈川県 定数1名
石川県 定数1名
静岡県 定数1名
兵庫県 定数1名
長崎県 定数1名
鹿児島県 定数1名

2 立候補等の届出期間

(1) 平成28年1月21日から2月16日(正午必着)まで

(2) 立候補または推薦の手続

総代選挙管理委員会が定める所定の立候補届または推薦届様式により総代選挙管理委員会に郵送または持参により提出願います。推薦届を提出するには被推薦者の同意があることを要します。

(3) 各届出様式は、別紙にて同封しております。

(組合ホームページにも用意しております)

(4) 各届出の提出先は、総代選挙管理委員会に送付願います。

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-9-8 新京橋第1長岡ビル 3F
全国運転代行共済協同組合総代選挙管理委員会 宛

3 補欠選挙の方法

補欠選挙は、候補者が定数を超えた場合は、投票によって行い、候補者が定数内（1名）のときは無投票当選となります。

4 投票の方法

候補者が定数を超えた場合の投票は、次の方法で行います。

(1) 投票の方法

単記式無記名投票によります。組合員が、総代選挙管理委員会の送付した投票用紙を投票所に配達日指定郵便で送り投票を行います。

(2) 投票の場所、投票期間

- ・投票の場所 任意の郵便局窓口またはポスト（総代選挙管理委員会にあてて投票用紙が封入された封書を配達日指定郵便により送付する方法によります。）
- ・投票の期間 平成28年3月4日から3月10日までに郵送手続を行うものとします。投票期日以外の日には配達されたものは無効とします。

(3) 投票期日 平成28年3月15日(上記の投票期間内に投函してください)

(4) 投票用紙の再交付について

投票用紙および選挙公報が平成28年3月1日までに到着しない場合には、総代選挙管理委員会に申し出て投票用紙の再交付を受けることができます。詳細については総代選挙管理委員会（組合事務局）にお問合せください。

5 選挙権及び被選挙権

(1) 選挙権

平成28年1月1日現在の組合員名簿に記載された神奈川県、石川県、静岡県、兵庫県、長崎県、鹿児島県の組合員。ただし、2月26日までに対象県の組合員でなくなったことを確認された者を除く。

(2) 被選挙権

①または②に該当する者。ただし、平成28年1月1日以降名簿にあっても組合員でなくなった者を除く。

① 平成28年1月1日現在の組合員名簿に記載された神奈川県、石川県、静岡県、兵庫県、長崎県、鹿児島県の組合員で、選挙告示に定められた届出期間内に総代候補者として立候補した者。

② 同日現在の組合員名簿に記載された神奈川県、石川県、静岡県、兵庫県、長崎県、鹿児島県の組合員で、選挙告示に定められた届出期間内に組合員5名から総代候補者として推薦された者。

6 開票期日 平成28年3月15日

組合事務局において、選挙立会人の立会いのもとで総代選挙管理委員会が開票を行います。

以上